
基本構想

第1章

岡谷市の将来都市像と基本目標

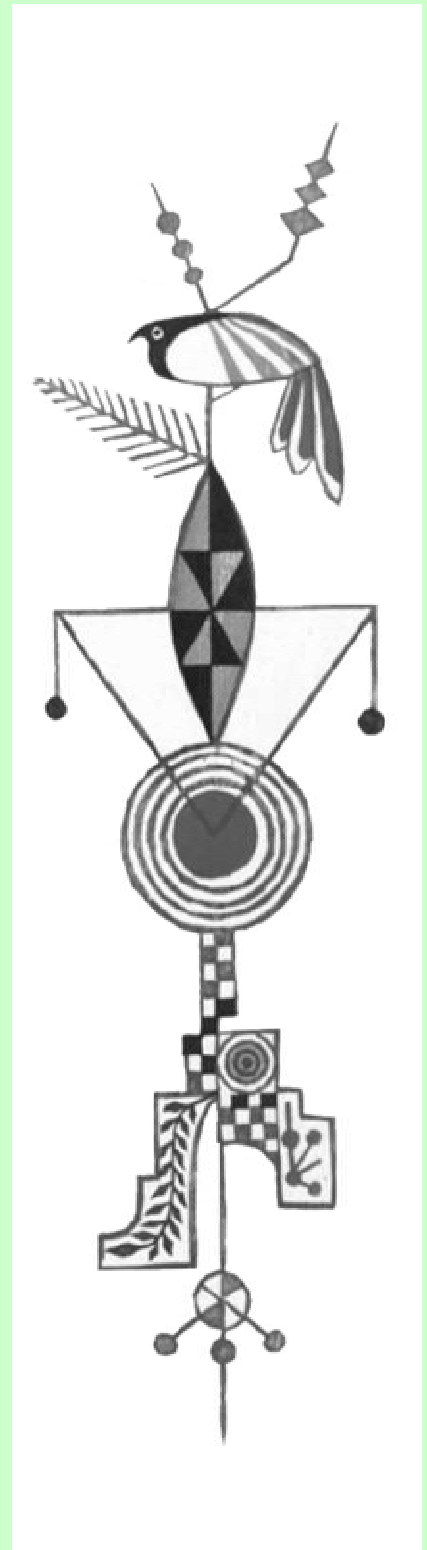
将来都市像
将来人口の想定
土地利用の構想
まちづくりの基本目標

第2章

施策の大綱

第3章

総合計画の推進に向けて



第1章 岡谷市の将来都市像と基本目標

将来都市像

《まちづくりの基本理念》

本市は、緑と湖に囲まれた美しい自然のもとに、先人の培ってきた歴史、文化、伝統を受け継ぎながら、生活の質や都市の魅力を高める施策の展開を図ることによって、人と自然が共生する健康で文化的な活力あるまちづくりを進めてきました。

岡谷市民憲章は、このまちづくりに対する市民共通の基本的な姿勢を示したものであり、いつの時代にあっても変わらない普遍的な目標として市民に根づいています。

このため、第4次岡谷市総合計画においても、岡谷市民憲章をまちづくりの基本理念として、市民総参加によるまちづくりを力強く進めていきます。

基本理念

あたたかい心でまじわり、住みよい人間尊重のまちをつくります

自然を保護し、公害のない美しい環境のまちをつくります

心身をきたえ、明るい健康のまちをつくります

教養を深め、かおり高い文化のまちをつくります

仕事に誇りを持ち、豊かな産業のまちをつくります



《将来都市像》

本市は、高度な工業技術の集積が進んだ産業都市です。狭い可住地には約53,000人が密集して居住する、長野県第2位の人口密度であるコンパクトなまちでもあります。その背景には、緑の美しい山々や諏訪湖にまつまれた自然環境と、中央自動車道と長野自動車道が交わる広域交通の要衝という立地条件があり、先人のたゆまぬ努力と創意工夫の積み重ねが現在の本市を形づくっています。

地方分権の進展に伴い、地方自治体には、自己決定、自己責任の原則のもと、健全財政を保持しながら特色あるまちづくりを推進することが求められています。

本市においては「市民総参加のまちづくり」を市政運営の基本として、市民と行政が手を携えて、ともに考え、ともに行動する、協働のまちづくりに取り組んでいます。

今後も、市民一人ひとりが市政に参画し、いきいきと輝きながらその力を発揮できるよう、これまで以上に市民総参加による市民起点のまちづくりを推進していきます。

県内有数の工業都市として発展してきた経緯を踏まえ、働く場の確保、人口の定着を図りながら、一層の産業振興を推進し、自立したたくましいまちをめざしていきます。そのたくましさのもと、市民が輝き、いきいきと暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

将来都市像を

『みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷』

とし、その実現をめざします。

「みんなが元気に輝く」は、岡谷に住み働くすべての市民をはじめ、岡谷らしい独自の文化や教育、福祉など、岡谷のあらゆるものが輝くことをイメージしています。

また、「みんなが元気に輝く」まちづくりを推進するためには、製造業を中心とした産業振興を図ることにより、まちの活力とにぎわいを創り出し、安定した財政基盤を確立することが重要です。

「たくましいまち」は、そうした産業の力強さに支えられた足腰の強い、安全で安心して暮らせるまちをイメージしています。

将来人口の想定

計画の目標年度である平成30年度における都市規模を明らかにするために、人口指標を次のとおり設定します。

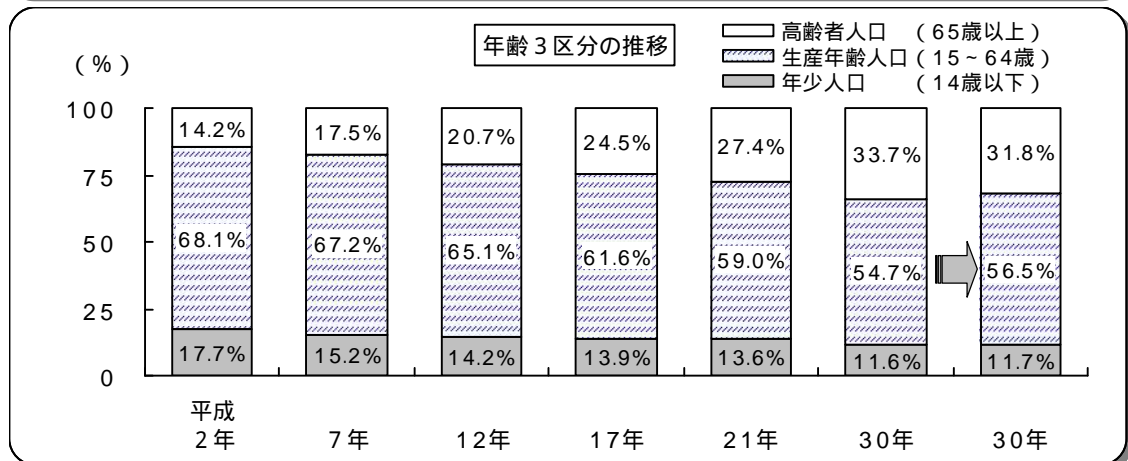
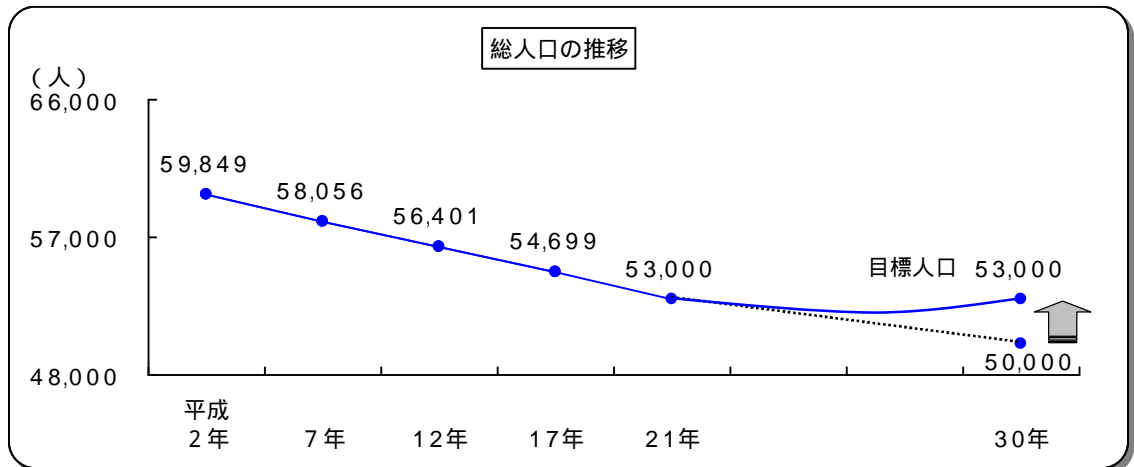
将来人口（平成30年）53,000人

《人口の見通し》

平成30年における岡谷市の人口推計は、これまで同様、人口減少と少子高齢化が一層進展し、50,000人程度の人口規模になるものと推測されます。

しかし、良好な生活環境や都市の活力を維持していくため、産業振興施策や子育て支援策、さらに効果的な土地利用などの人口定住対策を推進することにより、53,000人の人口規模を目標として設定します。

【資料・データ】



総数には、年齢不詳を含む 総人口は、平成17年の国勢調査をもとにコーホート要因法*により算出



土地利用の構想

本市の面積は85.19km²で、その約3割の可住地に約53,000人の市民が生活しています。そのため、市民共有の財産である市域の有効利用を図ることは、大変重要な意味を持ちます。

地域の振興を基本として、自然的、社会的、文化的な特性に配慮した、土地の有効活用を図り、健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を総合的かつ計画的に推進します。

また、企業立地を推進するため、周辺環境に配慮しながら土地利用の転換に努めます。

《地域別土地利用》

本市の地域を、横川山を中心に豊かな自然をたたえる「北部地域」と、市街地と塩嶺一帯の山林を含む「中部地域」、さらに、湊地域、川岸地域と西山地域からなる「南部地域」に分けて、土地利用を検討します。

ア 北部地域

北部地域については、水源かん養*などの機能が低下しないよう、自然環境の保全に努めるとともに、森林の保全、整備を推進します。

イ 中部地域

中部地域については、都市化の進展に対応して、地域の実情に応じた秩序ある土地の有効利用と都市機能の充実に努め、基盤整備とあわせて都市景観整備を進めることにより、市民の憩いの場としての公園、緑地、水辺環境などの充実に図り、快適な都市環境の整備を推進します。

また、地域内の農用地については、優良農地の確保に努め、農用地の適切な維持、管理を促進するとともに、将来を展望した土地の有効利用を検討します。

ウ 南部地域

南部地域については、周辺環境などに配慮しながら地域の活性化に向けて都市基盤整備を推進します。

また、西山地域は、森林保全整備を推進し、自然を守り育て、森林の総合的な利用を推進します。

一方、諏訪湖については、自然環境、景観の保全に努め、湖と景観を活かした親水環境の形成を推進します。

《目的別土地利用》

地域の特性を活かした均衡ある発展を図るとともに、乱開発の防止および適切な土地利用を誘導するため、4つの整備ゾーンを設定し、地域整備を推進します。

ア 中心市街地ゾーン

中心市街地ゾーンについては、商業、業務、医療、文化、住宅と交通並びに情報通信機能の集積、誘導を進め、それぞれの有機的な連携を図ることによって、本市の中核的な拠点地区の形成を図ります。

イ 森林保全ゾーン

森林保全ゾーンについては、保安林指定、もしくは保全を優先すべき森林区域であり、土砂流出防備、水源かん養などの公益的機能の充実、自然資源を活かした整備を図ります。

ウ 森林ふれあいゾーン

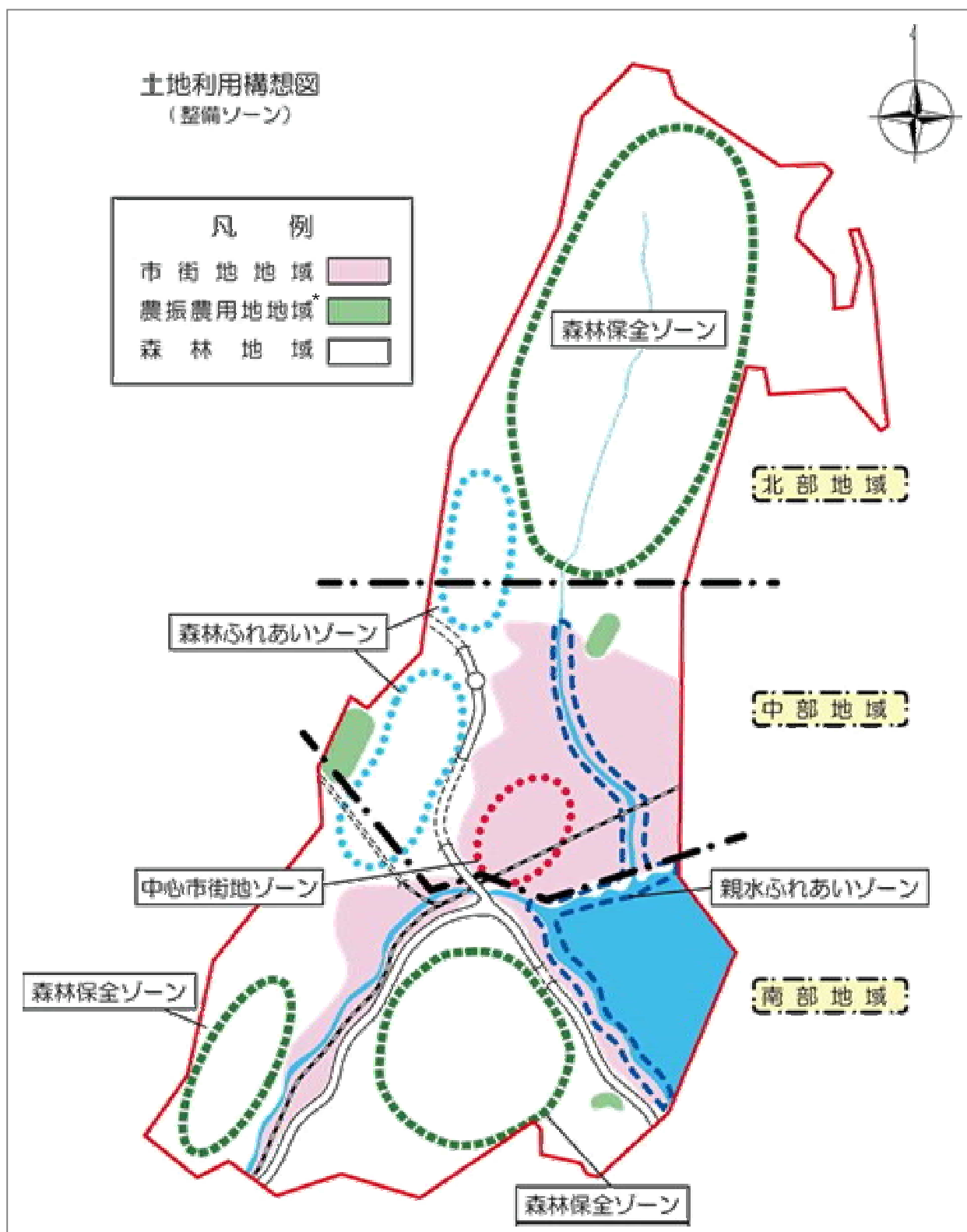
森林ふれあいゾーンについては、自然とふれあい、レクリエーション活動などの場として、森林や公園施設などの機能を増進するための整備を進め、森林の総合的な利用を推進します。

エ 親水ふれあいゾーン

親水ふれあいゾーンについては、水辺の自然環境に配慮しながら、水辺空間と自然を活かした緑豊かな快適空間を確保し、憩いとやすらぎの場、心身の健康づくりの場、スポーツ、文化などの交流の場として整備を進めます。



《目的別土地利用》



まちづくりの基本目標

将来都市像である「みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷」の実現に向けて、5つのまちづくりの基本目標のもとに、施策の大綱を掲げます。

基本目標 1

魅力と活力にあふれる、にぎわいのあるまち

基本目標 2

ともに支えあい、健やかに暮らせるまち

基本目標 3

自然環境と暮らしが調和した、安全・安心なまち

基本目標 4

生涯を通じて学び、豊かな心を育むまち

基本目標 5

快適に生活できる、都市機能の充実したまち



第2章 施策の大綱

みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷

基本目標	政策	施策	細施策		
基本目標1 魅力と活力にあふれる、 にぎわいのあるまち	1 基幹産業の振興	1-1 工業の振興	(1)企業立地の推進 (2)工業活性化対策の推進 (3)経営環境の充実 (4)産業の連携・交流 (5)テクノプラザおかやの活用		
		2 産業の振興	2-1 商業の振興	(1)にぎわいのあるまちづくり (2)商業環境の整備 (3)商業者、関係団体の育成強化	
			2-2 サービス業の振興	(1)産業支援型サービス業の育成 (2)生活支援型サービス業の育成 (3)環境関連サービス業の育成	
	2-3 観光の振興		(1) 特色ある観光の推進 (2)観光受け入れ体制の整備		
	3 勤労者対策の推進	2-4 農林漁業の振興	(1)農業の振興 (2)林業の振興 (3)漁業の振興		
		3-1 勤労者福祉の充実	(1)勤労者の生活支援 (2)勤労者の活動の充実		
		3-2 雇用対策の充実	(1)雇用対策の推進 (2)労働環境の充実		
	基本目標2 ともに支えあい、 健やかに暮らせるまち	4 保健・医療の充実	4-1 健康づくりの推進	(1)健康づくり意識の啓発 (2)生活習慣病予防対策の推進 (3)地域で進める健康づくりの推進	
			4-2 予防対策の推進	(1)各種検診の推進 (2)感染症対策の推進	
4-3 母子保健の充実			(1)母子および乳幼児の健康の確保 (2)育児不安の軽減		
4-4 医療体制の充実			(1)地域医療体制の推進 (2)岡谷市病院事業の整備・充実		
5 子育て支援		5-1 子育て支援の充実	(1)地域とともに支える子育ての推進 (2)子育て支援サービスの充実 (3)子どもの育成支援		
		6 福祉の充実	6-1 地域福祉の推進	(1)地域福祉の推進 (2)市民福祉の拠点づくりの充実 (3)相談体制の充実	
6-2 障害者（児）福祉の推進			(1)障害者支援の環境づくり (2)障害者福祉サービスの充実		
6-3 高齢者福祉の推進			(1)高齢者の生きがいづくりの推進 (2)介護保険事業の広域運営 (3)要介護高齢者対策の充実		
6-4 社会保障の円滑な運営			(1)国民健康保険事業の運営 (2)長寿医療〔後期高齢者医療〕制度 (3)福祉医療の給付 (4)自立支援と最低生活保障		
基本目標3 自然環境と暮らしが調和した、安全・安心なまち			7 環境保全の推進	7-1 地球環境対策の推進	(1)地球温暖化防止への取り組み (2)市民と進める地球環境の保全
				7-2 自然環境の保全	(1)地域の特性に応じた自然環境の保全 (2)自然とのふれあいの推進
		7-3 生活環境対策の推進		(1)総合的な生活環境保全対策の推進 (2)野焼き、不法投棄の防止	
	8 循環型社会の構築	8-1 廃棄物対策の推進	(1)廃棄物適正処理の推進		
		8-2 環境衛生対策の推進	(1)火葬場、霊園の整備 (2)し尿処理施設の維持管理 (3)公衆浴場活性化の支援		
	9 安全・安心な暮らしの確保	9-1 危機・防災・減災対策の推進	(1)危機管理対策の推進 (2)防災対策の推進 (3)減災対策の推進		
		9-2 治山・治水事業の推進	(1)治山事業の促進 (2)治水事業の推進		
		9-3 生活安全対策の推進	(1)交通安全思想の普及 (2)防犯対策の推進 (3)空き家の安全対策 (4)消費者保護の推進 (5)食の安全		
9-4 消防・救急体制の充実		(1)消防施設の充実と消防力の強化 (2)救急・救助の充実 (3)消防広域化への対応 (4)火災予防の推進と防災意識の高揚 (5)消防団の充実			
9-5 上下水道の整備・維持		(1)水道施設の整備・更新 (2)水質管理体制の強化 (3)危機管理体制の強化 (4)水道事業の円滑化 (5)諏訪湖流域下水道の整備促進 (6)公共下水道の整備および管理 (7)公共下水道事業の円滑化 (8)温泉の維持管理			
基本目標4 生涯を通じて学び、 豊かな心を育むまち		10 生涯学習の推進	10-1 学校教育の充実	(1)学習環境の整備 (2)教育施設などの整備 (3)児童・生徒の育成 (4)学校・家庭・地域との連携 (5)高等学校以上の教育	
			10-2 青少年の健全育成	(1)子育て土壌づくりの支援 (2)地域における健全な環境づくり (3)青少年活動の推進	
	10-3 社会教育の充実		(1)学習活動への参加促進と 学習機会の充実 (2)生涯学習推進基盤の整備		
	11 文化・スポーツの振興	11-1 文化・芸術の振興	(1)文化施設の整備、活用 (2)文化活動の促進支援		
		11-2 文化財の保護・活用	(1)文化財の調査・記録・保存 (2)文化財の展示、活用 (3)史跡公園の管理、活用 (4)岡谷市史の編集		
		11-3 スポーツの振興	(1)市民ひとり1スポーツの実現 (2)競技力の向上 (3)スポーツによるまちづくり (4)スポーツ環境の整備・充実		
12 国際理解の醸成	12-1 多文化共生の推進	(1)国際交流の推進 (2)国際理解の醸成			
基本目標5 快適に生活できる、 都市機能の充実したまち	13 計画的土地利用の推進	13-1 計画的土地利用の推進	(1)土地利用の基本方向 (2)土地利用の規制・誘導		
		13-2 まちの活力を高める市街地整備	(1)中心市街地への都市機能の誘導、集積 (2)湖畔地区の整備 (3)良好な市街地の形成		
		13-3 住宅・宅地の整備	(1)宅地の整備 (2)住宅の整備 (3)住環境の整備		
	14 交通網の整備	14-1 道路の整備	(1)基幹道路の整備 (2)生活道路の整備		
		14-2 公共交通網の整備	(1)公共交通の整備		
	15 都市空間の充実	15-1 良好な都市景観の保存と創造	(1)都市景観の整備		
		15-2 都市緑化の推進	(1)都市の緑の創出と保全 (2)協働による緑化推進		
		15-3 公園の整備	(1)計画的な公園緑地行政の推進 (2)公園緑地の整備、充実		

総合計画の推進に向けて

市民総参加のまちづくり

- (1)市民参画の推進
- (2)地域コミュニティの醸成
- (3)男女共同参画の推進

開かれた市政運営の推進

- (1)情報公開の充実と個人情報の保護
- (2)広報広聴活動の充実
- (3)情報化の推進

将来を見据えた行政経営の推進

- (1)効率的・効果的な行政経営
- (2)健全財政の保持
- (3)財産管理の適正化

広域市町村との連携

- (1)広域行政の推進
- (2)市町村合併に向けて

前期重点プロジェクト
たくましい産業の創造
輝く子どもの育成

前期重点プロジェクトとは
前期基本計画の5年間に重点的に取り組むもので
具体的な事業は実施計画に示していきます。



基本目標 1 魅力と活力にあふれる、にぎわいのあるまち

政策 1 基幹産業の振興

・施策 1 - 1 工業の振興

製糸業で培ったものづくりの進取の気質を生かし、精密機械工業を中心とした基幹産業である製造業における安定した経営の実現と、創意工夫に満ちた意欲的な取り組みを支援します。

特に、ナノテクノロジー*をベースにしたスマートデバイス*の世界的供給基地をめざすとともに、スマートデバイスを組み込んだ高付加価値製品の商品化を図るための技術支援のほか、長野県工業技術総合センターや大学の持つノウハウを活用すべく産学官の連携をより一層深めます。

また、企業立地を推進し、企業誘致と既存企業の流出防止に取り組みます。

さらに、近年懸念されている、若者のものづくり離れを阻止すべく、次代を担う子どもたちへのものづくり教育や後継者および技術者などの人材育成も推進します。

経済のグローバル化に対応するために、アジア諸国のみならず欧米の国々との企業交流を図り、世界進出を進めます。

政策2 産業の振興

・施策2-1 商業の振興

消費者ニーズや時代の変化に的確に対応できるよう、個性的で魅力ある個店、商店街づくりを支援します。

また、消費者、商業者などとの協働により、中心市街地活性化に取り組み、活力とにぎわいの向上をめざします。

さらに、意欲的な商業者、創業者を積極的に支援し、新たな商業活力と人材育成に努めます。

・施策2-2 サービス業の振興

高度情報化、少子高齢化のほか、環境に配慮した省エネルギー型社会の進展など、時代とともに進展するサービス経済化の流れに的確に対応しながら、経済の活性化につながるサービス産業の育成に努めます。

・施策2-3 観光の振興

市内各公園などの自然資源、特色ある文化施設や個性ある観光施設を有効に活用しながら、新たな資源の再発見を行い、観光情報の提供や観光客の受け入れ態勢の充実を図ります。

また、近代化産業遺産群*などの製糸業関連の建築物群を巡る観光ルートやものづくり体験ができる産業観光など魅力ある観光ルートの確立を進めます。

・施策2-4 農林漁業の振興

自然的、社会的立地条件を活かし、花き、野菜などの施設園芸を中心とした都市型農業の振興を図るとともに、安全・安心な農産物を安定的に確保するため、地産地消を推進します。

また、農地の適切な維持管理を促進するとともに、基盤整備に取り組みます。

さらに、意欲ある営農集団や中核的な担い手の育成、支援を図り、生産性や収益性の高い農業の確立をめざします。

森林は、木材の生産はもとより、国土の保全、水源のかん養、保健休養などの公益的機能を有しています。このような森林の機能を維持していくため、「岡谷市森林整備計画*」に基づき、計画的な造林や育林などを図り、森林の適切な保全、管理に努めます。

諏訪湖、天竜川を基盤とする内水面漁業*は、漁場の浄化や人工種苗放流*などによる漁場、漁業資源の維持に努めます。

政策3 勤労者対策の推進

・施策3-1 勤労者福祉の充実

勤労者が、ゆとりと豊かさのある生活を実現できるよう、各種勤労者福祉制度の活用を図るとともに、勤労者福祉推進団体の育成や支援により、勤労者の福利厚生を充実を図ります。

・施策3-2 雇用対策の充実

労働力人口の減少や就業形態の多様化など雇用環境が変化している中で、若年労働力の確保をはじめ、高齢者の活用や女性の雇用拡大などを図り、安定した雇用の確保を推進します。

また、技術革新や技術の高度化に対応できる人材の確保と育成のため、職業能力開発の活用や機会の充実を図ります。



基本目標 2 とともに支えあい、健やかに暮らせるまち

政策 4 保健・医療の充実

・施策 4 - 1 健康づくりの推進

「岡谷市健康増進計画（後期計画）*」に基づき、市民一人ひとりが主体的に健康増進に取り組み、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、自分の健康は自分で守る意識啓発と環境づくりに努めます。

・施策 4 - 2 予防対策の推進

市民一人ひとりが健康で生きいきとした生活を送るため、各種検診などを実施し、その受診率の向上と保健指導の充実を図ります。

予防接種により疾病の発生と蔓延の予防を図るため、接種機会を安定的に確保し、積極的な接種を勧奨します。

・施策 4 - 3 母子保健の充実

未来を担う子どもを安心して産み育てられるよう、妊娠、出産、育児について乳幼児健診、母子訪問、各種母子保健事業などの充実に努め、母子の健康の保持を図ります。

・施策 4 - 4 医療体制の充実

市民が地域で安心して暮らせるよう、医師不足による医療崩壊が懸念される中、国の医療施策の動向や市民ニーズなど踏まえ、関係機関と連携し、医療体制の整備、充実に努めます。

また、病気や医療に関し何でも相談できる身近なかかりつけ医の役割や医療の適正な受診などについて、市民意識の向上に努めます。

岡谷市病院事業については、地域医療を守るための市民病院の存続を基本とし、統合新病院の早期具現化を進めます。

また、地域で果たすべき役割を踏まえ、患者サービスを主体とした経営の安定化に努めます。さらに、民間医療機関との連携を強化するとともに、医療サービスの適切な機能分担を主導的な立場で進めます。

政策 5 子育て支援

・施策 5 - 1 子育て支援の充実

子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスなどの提供により育児と就労の両立支援を進めます。

家庭や子どもを取り巻くさまざまな問題を把握し、家庭、地域、学校、行政など関係機関が連携を図りながら子育て支援を行い、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを進めます。

また、幼児教育の重要性を踏まえ、子どもが健全に成長し、豊かな心を育むために、幼稚園、保育園、小学校と連携を深め、幼児教育の充実に努めます。

政策 6 福祉の充実

・施策 6 - 1 地域福祉の推進

子どもから高齢者まですべての市民が、家庭や地域で安全で快適に、そしてふれあい豊かな生活を送ることができるようボランティアや地域活動団体などの育成とネットワーク化を図り、市民がともに支えあう地域ぐるみの福祉体制の確立に努めます。

・施策 6 - 2 障害者（児）福祉の推進

障害者の人権が尊重され、住み慣れた地域でともに生活できるよう、障害者の自立と社会、経済、文化あらゆる分野への参加を促進する「岡谷市障害者福祉計画^{*}」を基本においた障害者（児）福祉施策の推進を図ります。

また、障害者自立支援法^{*}に基づく、今後の障害者施策の課題とされる地域生活移行や就労支援にかかわる施策に取り組み、障害者の自立支援に努めます。

・施策 6 - 3 高齢者福祉の推進

高齢者が住みなれた地域で尊厳をもって自立した生活ができるよう、市民、地域、行政などがそれぞれの役割を自覚し、連携を図るとともに、高齢者自身が社会生活を支える一員として、社会参加や生涯現役で暮らすための体制づくりを進めます。

また、「岡谷市高齢者福祉計画」に基づき、高齢者福祉施策の推進を図ります。

介護保険制度については、保険者である諏訪広域連合と連携し、効果的な介護予防事業を展開するとともに「地域包括支援センター^{*}」の機能強化を図り、安定的な運営と良質な介護サービスの提供が受けられる環境整備に努めます。

・施策 6 - 4 社会保障の円滑な運営

国民健康保険事業については、医療制度改革にともない、導入された特定健診^{*}や特定保健指導^{*}を効果的に実施するとともに、健康づくりのための保健事業を積極的に推進し、医療費の適正化を図るなど、安定的な運営に努めます。

また、長寿医療（後期高齢者医療）制度について、長野県後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な運用に努め、福祉医療の適正な給付を推進し、医療の確保を図るとともに、市民の健康の保持および福祉の増進を図ります。

生活支援と自立更生を促進するため、相談指導体制の充実を図り、生活保護制度の適切な運用、各種援護制度の活用に努めます。



基本目標 3 自然環境と暮らしが調和した、安全・安心なまち

政策 7 環境保全の推進

・施策 7 - 1 地球環境対策の推進

地球温暖化の防止やオゾン層の保護など地球環境問題に対する市民意識の高揚を図り、地球環境を考える視点から省エネルギーや新エネルギーなどの利用など、日常生活や事業活動における可能な取り組みをさらに推進し、地球環境問題に取り組みます。

・施策 7 - 2 自然環境の保全

良好な自然環境を維持するため、里山の保全や水辺環境整備などを推進し、水生生物や動植物が息できる環境の維持とふれあいの機会の確保を図ります。

また、子どもから大人まであらゆる市民が、環境保全に向けた活動に継続的に取り組めるよう、環境教育の推進に努めます。

・施策 7 - 3 生活環境対策の推進

騒音、振動、悪臭など市民の健康に影響を与える問題について、関係する法令の周知や、適切な情報の提供に努め、公害防止対策を推進します。

また、生活環境への影響を与える不法投棄などについて、関係機関と連携した調査・パトロールの実施など、監視体制の一層の充実を図り、指導強化に努めます。

政策 8 循環型社会の構築

・施策 8 - 1 廃棄物対策の推進

持続可能な循環型社会の実現をめざして、市民、事業者、行政が一体となってリデュース（Reduceごみの発生抑制）、リユース（Reuse再使用）、リサイクル（Recycle再生利用）の3Rの推進を図り、廃棄物の適正な処理に努めます。

また、廃棄物処理施設の湖周3市町による広域的な整備を推進します。

・施策 8 - 2 環境衛生対策の推進

環境衛生施設である火葬場、衛生センターなどについては、関係市町の連携を図りながら、適正かつ効率的な管理運営を進めます。

政策9 安全・安心な暮らしの確保

・施策9 - 1 危機・防災・減災対策の推進

集中豪雨などの風水害や大規模地震などの自然災害はもとより、市民生活に重大な影響を及ぼす事件、事故など、多種多様な危機事象や緊急事態に適切に対処できるよう、危機管理体制の強化に努め、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。

特に、平成18年7月豪雨災害の教訓を忘れることなく、防災意識の普及啓発を一層推進し、地域防災体制の充実、防災基盤の整備を計画的に進めます。

また、市民、地域、防災関係機関、そして行政がそれぞれの役割を果たし、緊密な連携をさらに深めることにより、減災に向けた取り組みの推進に努めます。

・施策9 - 2 治山・治水事業の推進

自然災害から人命や財産を守り、安全・安心な生活環境づくりのために、国、県など関係機関とも連携して治水や土砂災害対策のより一層の充実に努めます。また、河川改修や治山、砂防施設の設置、整備を促進するとともに、災害危険箇所の定期的な調査を実施します。

・施策9 - 3 生活安全対策の推進

関係機関や岡谷市安全会議などの関係団体と緊密な連携を図りながら、交通安全、防犯、消費生活などの生活の安全・安心に関わる施策を推進し、住みよい地域社会の実現をめざします。

・施策9 - 4 消防・救急体制の充実

火災や地震をはじめとする各種災害、また、交通事故や急病人などの救急・救助活動は複雑多様化し増加の傾向にあります。また、決して忘れることのできない平成18年7月豪雨災害では、多くの市民の生命財産が失われました。このような、大規模災害に対応するため、「長野県消防広域化推進計画^{*}」を視野に入れながら、消防水利や施設、機材など消防力の充実や市民に対する防火、防災意識の高揚に努めます。

また、地域に密着した消防団は、火災などの災害活動や、今後、発生すると予想される東海地震への対応など、その重要性、必要性はますます高くなることから、多種多様な災害へ即応できる体制を強化します。

・施策9 - 5 上下水道の整備・維持

上下水道事業は、市民生活、企業活動に欠かすことのできないものとなっています。

財政基盤の強化を図り安定した経営により、施設の適正な維持管理に努めるとともに、災害に対応した危機管理対策を推進します。

水道は、良質で安定した水を継続的に供給するため、水源環境の保全に努め、老朽施設の計画的な整備を進めます。

下水道は、諏訪湖をはじめとする河川などの水質汚濁防止や環境保全を図り、あわせて市民の居住区域を快適で衛生的な環境とするため、未整備地区の計画的な整備を進めます。

温泉事業は、引き続き施設の適切な維持管理に努めます。



基本目標 4 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまち

政策10 生涯学習の推進

・施策10 - 1 学校教育の充実

子どもたちの心身の発達を助長し、知識の習得と豊かな人間性を育てるため、教育内容の充実、施設・設備の整備を図るなど教育環境の充実に努めます。

また、子どもたちが新しい時代を切り拓く創造性豊かで、人として自立できる力を身につけていけるよう、学校、家庭、地域、関係機関などとの連携を図り、地域社会全体で心豊かなたくましい人間性や社会性を育む教育を推進します。

・施策10 - 2 青少年の健全育成

「おかや子育て憲章」の理念に基づき、子どもの心の自立を支えるよう家庭や地域社会が関係機関との連携のもとに、子どもの健全育成の基礎となる家庭教育力の向上や仲間づくり、また親子の絆を深められるようふれあいの機会の充実に努めます。

青少年の自主性や責任感を育むため、社会参加や交流活動などの機会の充実に努め、多様な人間関係を形成する重要な時期にある青少年の健全育成を推進します。

・施策10 - 3 社会教育の充実

多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、あらゆるライフステージに応じた学習機会や情報などを提供し、生きがいづくり、仲間づくり、社会貢献など市民が自主的に学び、支えあう生涯学習の環境づくりを進めるとともに、生涯学習活動の参加促進に努めます。

政策11 文化・スポーツの振興

・施策11 - 1 文化・芸術の振興

潤いのある心豊かな暮らしの実現をめざし、楽しさや感動、充実感をもたらす芸術文化の振興および地域文化の伝承を図ります。このため、優れた舞台芸術や美術作品を鑑賞できる機会の充実を図るとともに、市民みずからの創作活動による発表の場を提供し、文化団体や人材育成を支援し、市民の芸術文化活動の活性化を図ります。

また、芸術文化の拠点となる施設の環境整備に努めます。

・施策11 - 2 文化財の保護・活用

歴史的文化遺産の保護・継承のため文化財保護意識の高揚と文化財保存活動の支援を図り、地域資源としての活用を推進します。

特に、本市の礎を築いた製糸業に関わる近代化産業遺産群については、まちづくりや地域活性化の面からも活用を図ります。

・施策11 - 3 スポーツの振興

市民一人ひとりが日常の生活の中で生涯にわたり、自己にあったスポーツに積極的に親しむことは、健康の保持増進、体力の向上、精神面のリフレッシュに役立ちます。

それぞれの目的、健康、体力、年齢に応じたスポーツ・レクリエーションに親しみながら、健康の維持増進を図り、心のふれあいと明るく活力に満ちた「生涯スポーツ」活動を体育関係団体との連携により推進するとともに、競技力の向上をめざしたさまざまな取り組みを行います。

政策12 国際理解の醸成

・施策12 - 1 多文化共生の推進

本市に在住する外国人の数は年々増加傾向にあり、国際理解の醸成と外国人が暮らしやすいまちづくり、外国人との共生の推進が求められています。

このため、国際交流活動を推進し、地域住民と在住外国人の異文化に対する理解を深めるとともに、児童生徒に対しては、国際理解教育の充実を図りコミュニケーション力の育成に努めます。

また、単に在住外国人の生活を支援するだけでなく、国籍や民族などの異なる人々がお互いの文化や習慣を尊重しあい認めあいながら、対等の関係を築き、同じ地域の構成員としてともに生きていくことができる社会をめざします。



基本目標 5 快適に生活できる、都市機能の充実したまち

政策13 計画的土地利用の推進

・施策13 - 1 計画的土地利用の推進

土地の利用に当たっては、都市と自然との調和に留意しつつ、各地域の特性に応じた適切な機能配置と土地の有効利用を図るとともに、快適な居住環境の確保と産業振興のための合理的で計画的な土地利用を推進します。

・施策13 - 2 まちの活力を高める市街地整備

都市機能の充実を図るため、憩いの空間確保、居住環境の向上、計画的な土地利用を促進し、特に中心市街地においては、商業、業務、住宅や病院などをコンパクトに集約し、利便性や回遊性に配慮した市街地整備を行います。

また、交通の円滑化、良好な居住環境の形成、防災空間の確保を図るため、骨格的な道路などの都市基盤整備を推進します。

・施策13 - 3 住宅・宅地の整備

市民の住宅ニーズや人口定着、市街地の活性化を図るため、快適な居住環境に つつまれた良質な住宅地の提供が必要です。計画的な土地利用に基づき住宅地の開発整備を推進します。

また、若年層の定住化、高齢化社会などに対応した住宅提供について、民間活力を誘導しながら住宅確保に努めます。

市営住宅については、「岡谷市営住宅ストック総合活用計画」を見直すとともに、地域の状況や住宅需要などに応じた適切な維持管理を行います。

政策14 交通網の整備

・施策14 - 1 道路の整備

道路は、市民生活ばかりでなく、地域経済や地域間交流を支える社会基盤であり、国道20号、同バイパス、下諏訪辰野線、岡谷下諏訪線などの国道・県道や都市計画道路などの幹線道路整備を促進します。

また、市民生活の安全・安心を支える生活道路についても、高齢化の進展をはじめとするさまざまな社会の要請に応えられるよう、きめ細かな整備を推進します。さらに、市民の参加と協力を得ながら、適正な道路管理に努めます。

・施策14 - 2 公共交通網の整備

岡谷駅のより一層の利用増進を図るため、中央東線の複線化や高速化など、また、リニア中央新幹線の早期建設などの整備を関係機関に要請します。

通勤、通学、通院、買い物などの身近な交通手段として利用している、鉄道、路線バス、シルキーバスが連携して、市民が利用しやすいシステムづくりに努めます。

政策15 都市空間の充実

・施策15 - 1 良好な都市景観の保存と創造

豊かな自然景観を育むとともに優れた歴史景観などを保存活用しながら、良好な都市景観を市民とともに形成します。

また、建築物や屋外広告物については、「住まい街並み形成マニュアル^{*}」や「岡谷市景観形成基本計画^{*}」に基づき、自然環境や地域の特性などとの調和を促しながら、個性的で魅力的な都市景観の形成に努めます。

・施策15 - 2 都市緑化の推進

都市の緑は、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれるなど良好な都市環境を保つうえで重要です。これからも身近な緑の保全に努めながら、道路、公共施設や民有地の緑化を促進するなど、市民との協働による都市緑化に取り組みます。

・施策15 - 3 公園の整備

公園は、市民のレクリエーション活動、健康運動、自然とのふれあいなど、健康づくりや憩いの場であるとともに、都市景観の形成や防災、避難場所としても重要な役割を果たしています。

このため、機能や目的に添った公園整備を計画的に進めるとともに、潤いとやすらぎがあり、利用しやすい公園となるよう、市民の自主的、主体的な参加を得ながら適正な公園管理に努めます。

第3章 総合計画の推進に向けて

基本目標の達成に向けて、市民総参加による活気に満ちた将来に夢が持てるわくわくするまちをめざし、だれもが快適に暮らせるユニバーサルデザインの視点のもと、選択と集中による安定した行財政運営に努めながら、特色あるまちづくりを推進します。

市民総参加のまちづくり

市民総参加のまちづくりを推進するためには、市民の積極的な市政への参加を促進し、市民と行政の協働による施策展開が重要です。

また、男女共同参画意識の高揚を図るとともに、自助^{*}、共助^{*}、公助^{*}の考えのもと地域コミュニティ意識の醸成と、自主的な活動を支援することは、これからの地域づくりには欠かせないものといえます。

このため、市民の自主的な参加意識の高揚を図るとともに、市民ニーズに応える新たな担い手としてNPOなどのまちづくり活動への参加を促進します。

また、地域の課題に取り組んでいる各種団体のコミュニティ活動が活性化されるよう育成、支援、情報提供をし、自主的な市民活動の活性化に努めます。

開かれた市政運営の推進

開かれた市政運営は、市民の行政に対する関心を高め、理解を深める上で不可欠な条件であるといえます。

このため、市民ニーズを的確にとらえる広聴活動を進め、さまざまな情報発信手段を用い、正確でわかりやすい情報提供、情報公開を推進するとともに、より一層の個人情報の保護に努めます。

また、情報通信技術の効果的な活用により、インターネットを利用した行政手続など市民の利便性に配慮した行政サービスの充実を図るとともに、効率的な行財政運営に努めながら、総合計画の各施策の事業を推進します。

さらに、技術の進歩に応じた最適な情報通信基盤の整備と活用により、市民生活の豊かさや便利さの向上に努め地域情報化を推進します。

将来を見据えた行政経営の推進

行政需要がますます多様化・高度化していく中で、市民ニーズを的確に把握し質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくことが求められています。

このため、市民との協働によるまちづくりの推進と、「岡谷市行財政改革プラン」の着実な実行によるスリム化を図るとともに、職員の意識改革を進め効率的な行政経営に努めます。

財政運営については、急速な地方分権改革への移行の中にあっても、安定した財政基盤の確立と、健全財政の保持に努めます。

広域市町村との連携

交通基盤の整備などを背景に、市民の日常生活圏・経済活動圏は拡大し、広域化しています。

このため、広域的に取り組むべき課題については、周辺市町村との連携により、効率的かつ効果的に実施することを推進します。

また、市町村合併については、的確な情報提供と民意の把握に努めながら、将来の機運の高まりに備えて、仕組みづくりを検討します。

【用語解説】

《序論》

第1章 総合計画策定にあたって

* 国の三位一体の改革：「地方がやるべきことは地方が」という観点から、国が進める改革で、国庫補助負担金の改革、国から地方への税源委譲、地方交付税の見直しを一体として行うもの。

* ローリング方式：毎年度修正や補完を行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれをを防ぐ方式。

第2章 時代の潮流から見たまちづくりの課題

* 地方分権一括法：「地方分権の推進を図るための関係法律の整備などに関する法律」といい、国と地方の事務の再配分や国などからの関与のルール化などを定めている。

* ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるように、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという考え方。

* NPO：社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうちNPO法人とは「特定非営利活動法人促進法（NPO法）」により法人格を取得した「特定非営利活動法人」の総称。Non Profit Organizationの略。

《基本構想》

第1章 岡谷市の将来都市像と基本目標

- * コーホート要因法：人口増減を決定する要因である出生、死亡、社会移動をそれぞれ個別に推計し、その結果を合成して将来における人口を推計する方法。
- * 水源かん養：森林や水田の働きにより、湯水や洪水を緩和して安定的に水が供給されること。
- * 農振農用地地域：今後継続的に農業ができるように守っていく必要がある農地として、法に基づき指定された農業振興地域の農用地で、農業以外の用途に利用することが制限されている農地。

第2章 施策の大綱

政策1

- * ナノテクノロジー：超微細技術、「ナノ」は10億分の1メートルの世界で、原子や分子の配列をナノスケール（ 10^{-9}m ）で自在制御することにより、望みの性質を持つ材料、望みの機能を発現するデバイスを実現し、産業に活かす技術のこと。
- * スマートデバイス：環境負荷低減、リサイクル性、省資源性を本質的に兼ね備えた素材技術を利用し、高性能、高機能、高付加価値性を有する先進的超精密・超微細高機能部品をいう。

政策2

- * 近代化産業遺産群：経済産業省が、わが国の産業の近代化に大きく貢献した「近代化産業遺産」について、地域史、産業史を軸とした33のストーリーをとりまとめ、地域活性化に役立つものとして平成19年11月に認定を行ったもの。
- * 岡谷市森林整備計画：長期的・計画的な森林整備の方針や森林施業の指針などを明らかにするため、森林法に基づき市町村が定める10カ年の整備計画（計画期間：平成20年度～平成29年度）。
- * 内水面漁業：河川、湖沼などで行う漁業または養殖業。
- * 人工種苗放流：諏訪湖ではワカサギを主とした各種魚類の卵や稚魚を放流すること。

政策4

- * 岡谷市健康増進計画（後期計画）：健康増進法に基づき、基本方針および都道府県計画を勘案して、住民の健康の増進の推進に関する施策について市が定める5カ年の計画（計画期間：平成20年度～平成24年度）。

政策6

- * 岡谷市障害者福祉計画：障害者基本法に基づき障害者施策に関する総合的な基本方針を示したもの（計画期間：平成21年度～平成25年度）。
- * 障害者自立支援法：障害者および障害児がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるために定められた法律。平成18年4月1日施行。
- * 地域包括支援センター：高齢者がいきいきと安心して暮らせるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となり介護予防や地域の総合的な相談の拠点となる組織。
- * 特定健診：医療保険者に実施が義務付けられたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入した新しい健診制度。40歳から74歳までの健康保険に加入している方が対象。
- * 特定保健指導：特定健診の結果により、情報提供、動機付け支援、積極的支援のいずれかの保健指導レベルに階層化され、必要に応じた保健指導。

政策9

- * 長野県消防広域化推進計画：平成18年に消防組織法の改正が行われ、管轄人口30万人以上を目安とする消防広域化の基本指針が定められたことから、自主的な市町村消防の広域化を推進するため、県が平成20年1月に策定。

政策15

- * 住まい街並み形成マニュアル：ガイドプランの中にある「市街地景観形成計画」に基づき、市民がみずから美しい街並み形成が実施できるよう具体的な手法をまとめたマニュアル。市民参加のワークショップにより策定（平成20年度策定）。
- * 岡谷市景観形成基本計画：平成6年に策定されたガイドプランの各計画を具体化し、また現状との不整合を発展的に見直しながら、将来的には景観法に定められている「景観形成計画」の基礎となることを目標に策定（平成20年度策定）。

第3章 総合計画の推進に向けて

- * 自助：生活はみずからの責任で営むことが基本。自助努力だけでは自立した生活が維持できない場合に地域や行政が支援する。
- * 共助：地域の状況を最もよく把握しているのは地域住民自身。あるときは支援の受け手となり、あるときは送り手ともなり、互いに助け合う。
- * 公助：行政は、市民の自助努力や地域での支え合いができる環境整備を行い、市民の地域活動をあらゆる側面から支援する。